

3 現場管理費

3-1 積算方法等

3-1-1 積算方法

現場管理費は、工種区分に従って、「表-③ 現場管理費率」により求めた率に、純工事費を乗じて得た額の範囲内とする。

純工事費は、直接工事費および共通仮設費の合計額をいう。資材等を支給する際の当該支給品費は、純工事費の対象とする。ただし、工事材料の工場製作に係る工事原価、別途製作した材料（ケーソン、異形ブロック、魚礁ブロック等）および発生材料は無価計上とする。

コンクリート製、鋼製および化学系魚礁の部材購入費は対象とする。

ただし、工場製作（完成品）を岸壁渡しとする工事については、部材購入費を除いた純工事費で現場管理費を算定するものとする。

表-③ 現場管理費率

対象額 区分 工種区分		700万円以下	700万円を超え20億円以下		20億円を超えるもの
		下記の率とする	算定式により算出された率とする ただし、定数値は下記による		下記の率とする
			a	b	
漁港漁場 関係工事	浚渫工事	23.71%	99.2	-0.0908	14.19%
	構造物工事	24.36%	46.7	-0.0413	19.28%

現場管理費の算定式
ただし、 $J_o = a \cdot N_p^b$ (小数3位四捨五入)
J_o : 現場管理費率 (%)
N_p : 現場管理費率の算出対象額 (円)
a, b : 定数値

3-1-2 現場管理費率の補正

1) 施工時期、工事期間等による補正

施工時期、工事期間等を考慮して、「表-③ 現場管理費率」により求めた率を2%の範囲内で適切に補正（加算）することができる。ただし、重複する場合は、最高2%とする。

(1) 積雪寒冷地で施工時期が冬期となる場合

- ①積雪寒冷地域の範囲・・・人事院規則に規定される寒冷地手当を支給する地域とする。
- ②積雪寒冷地域の施工期間を次のとおりとする。

表-4 積雪寒冷地域と施工期間

施工時期	適用地域	備考
11月1日～3月31日	北海道	積雪地特性を11月中の降雪が5日以上ある事とした。

③現場管理費率の補正率は、次によるものとする。

$$\text{補正率 (\%)} = \text{冬期率} \times \text{補正係数} \quad (\text{小数3位四捨五入})$$

$$\text{冬期率} = \frac{\text{11月1日～3月31日までの工事期間}}{\text{工 期}} \quad (\text{小数3位四捨五入})$$

ただし、工期については、実際に工事を施工するために要する期間で準備期間と跡片付期間を含めた実工期間とする。

表-5 補正係数

積雪寒冷地域の区分	補正係数
1 級 地	1.80
2 〃	1.60
3 〃	1.40
4 〃	1.20

注) 施工地域が2つ以上となる場合には、補正係数の大きい方を適用する。

水産基盤整備事業（漁場）設計積算基準
新旧対照表

北海道水産林務部水産局水産振興課

水産基盤整備事業（漁場）設計積算基準（令和元年10月） 新旧対照表（令和2年4月1日以降積算基準日適用）

掲載頁	旧	新	摘要																																																						
2-2-10	<p>第2章 工事費の積算 2節 間接工事費 3 現場管理費 3-1 積算方法等 3-1-1 積算方法 現場管理費は、工種区分に従って、「表-③ 現場管理費率」により求めた率に、純工事費を乗じて得た額の範囲内とする。 純工事費は、直接工事費および共通仮設費の合計額をいう。資材等を支給する際の当該支給品費は、純工事費の対象とする。ただし、工事材料の工場製作に係る工事原価、別途製作した材料（ケーソン、異形ブロック、魚礁ブロック等）および発生材料は無価計上とする。 コンクリート製、鋼製および化学系魚礁の部材購入費は対象とする。 ただし、工場製作（完成品）を岸壁渡しとする工事については、部材購入費を除いた純工事費で現場管理費を算定するものとする。</p> <p style="text-align: center;">表-③ 現場管理費率</p> <table border="1" data-bbox="296 819 1394 1029"> <thead> <tr> <th colspan="2" rowspan="2">対象額 区分 工種区分</th> <th>700万円以下</th> <th colspan="2">700万円を超え20億円以下</th> <th>20億円を超えるもの</th> </tr> <tr> <th>下記の率とする</th> <th colspan="2">算定式により算出された率とする ただし、定数値は下記による</th> <th>下記の率とする</th> </tr> <tr> <th colspan="2"></th> <th></th> <th>a</th> <th>b</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">漁港漁場 関係工事</td> <td>浚渫工事</td> <td>23.60%</td> <td>98.9</td> <td>-0.0909</td> <td>14.12%</td> </tr> <tr> <td>構造物工事</td> <td>24.25%</td> <td>46.5</td> <td>-0.0413</td> <td>19.20%</td> </tr> </tbody> </table> <p>現場管理費の算定式 ただし、$J_o = a \cdot N_p^b$ (小数3位四捨五入) J_o : 現場管理費率 (%) N_p : 現場管理費率の算出対象額 (円) a、b : 定数値</p>	対象額 区分 工種区分		700万円以下	700万円を超え20億円以下		20億円を超えるもの	下記の率とする	算定式により算出された率とする ただし、定数値は下記による		下記の率とする				a	b		漁港漁場 関係工事	浚渫工事	23.60%	98.9	-0.0909	14.12%	構造物工事	24.25%	46.5	-0.0413	19.20%	<p>第2章 工事費の積算 2節 間接工事費 3 現場管理費 3-1 積算方法等 3-1-1 積算方法 現場管理費は、工種区分に従って、「表-③ 現場管理費率」により求めた率に、純工事費を乗じて得た額の範囲内とする。 純工事費は、直接工事費および共通仮設費の合計額をいう。資材等を支給する際の当該支給品費は、純工事費の対象とする。ただし、工事材料の工場製作に係る工事原価、別途製作した材料（ケーソン、異形ブロック、魚礁ブロック等）および発生材料は無価計上とする。 コンクリート製、鋼製および化学系魚礁の部材購入費は対象とする。 ただし、工場製作（完成品）を岸壁渡しとする工事については、部材購入費を除いた純工事費で現場管理費を算定するものとする。</p> <p style="text-align: center;">表-③ 現場管理費率</p> <table border="1" data-bbox="1513 819 2611 1029"> <thead> <tr> <th colspan="2" rowspan="2">対象額 区分 工種区分</th> <th>700万円以下</th> <th colspan="2">700万円を超え20億円以下</th> <th>20億円を超えるもの</th> </tr> <tr> <th>下記の率とする</th> <th colspan="2">算定式により算出された率とする ただし、定数値は下記による</th> <th>下記の率とする</th> </tr> <tr> <th colspan="2"></th> <th></th> <th>a</th> <th>b</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">漁港漁場 関係工事</td> <td>浚渫工事</td> <td><u>23.71%</u></td> <td><u>99.2</u></td> <td><u>-0.0908</u></td> <td><u>14.19%</u></td> </tr> <tr> <td>構造物工事</td> <td><u>24.36%</u></td> <td><u>46.7</u></td> <td>-0.0413</td> <td><u>19.28%</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>現場管理費の算定式 ただし、$J_o = a \cdot N_p^b$ (小数3位四捨五入) J_o : 現場管理費率 (%) N_p : 現場管理費率の算出対象額 (円) a、b : 定数値</p>	対象額 区分 工種区分		700万円以下	700万円を超え20億円以下		20億円を超えるもの	下記の率とする	算定式により算出された率とする ただし、定数値は下記による		下記の率とする				a	b		漁港漁場 関係工事	浚渫工事	<u>23.71%</u>	<u>99.2</u>	<u>-0.0908</u>	<u>14.19%</u>	構造物工事	<u>24.36%</u>	<u>46.7</u>	-0.0413	<u>19.28%</u>	現場管理費率の改定
対象額 区分 工種区分				700万円以下	700万円を超え20億円以下		20億円を超えるもの																																																		
		下記の率とする	算定式により算出された率とする ただし、定数値は下記による		下記の率とする																																																				
			a	b																																																					
漁港漁場 関係工事	浚渫工事	23.60%	98.9	-0.0909	14.12%																																																				
	構造物工事	24.25%	46.5	-0.0413	19.20%																																																				
対象額 区分 工種区分		700万円以下	700万円を超え20億円以下		20億円を超えるもの																																																				
		下記の率とする	算定式により算出された率とする ただし、定数値は下記による		下記の率とする																																																				
			a	b																																																					
漁港漁場 関係工事	浚渫工事	<u>23.71%</u>	<u>99.2</u>	<u>-0.0908</u>	<u>14.19%</u>																																																				
	構造物工事	<u>24.36%</u>	<u>46.7</u>	-0.0413	<u>19.28%</u>																																																				